

宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 令和3年10月以降の物価の高騰により、生産資材費や光熱費等の固定費の上昇に伴う経営状況の悪化等の影響を受けた県内きのこ生産者の経営安定化を支援するため、生産資材費等の固定費かかり増し経費について、予算の範囲内において宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び補助率は別表1、補助対象事業量等の考え方については別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

- 第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1) によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

(1) 収支精算書

(2) その他知事が必要と認める書類

- 2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(事業完了報告)

第6 補助金の交付を受けた者は、事業完了後、当該事業完了年度内に第5の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第5第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第11 補助事業者は、第10の期間において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第12 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所轄する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月4日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月18日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月24日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月14日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年９月１４日から施行し、令和８年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

別表 1

メニュー	事業種目	実施主体	交付対象となる経費	補助率	事業対象期間	重要な変更	備考
1. 物価高騰に伴う生産資材費等の固定費かかり増し経費に対する補助	(1) 菌床まいたけ（ブロック栽培）	県内きのこ生産者及び生産者が所属する団体（ただし、宮城県特用林産施設等体制整備事業の実施主体は除く）	対象品目の年間出荷量（トン）又は年間菌床栽培数量（10,000 菌床）に対する定額補助	定額 （20,000 円/トン又は 97,000 円/10,000 菌床）	令和8年2月1日から令和9年1月末日までとする。	事業費又は事業量の30%を超える増減	
		県内きのこ生産者及び生産者が所属する団体のうち、宮城県特用林産施設等体制整備事業の実施主体		定額 （13,000 円/トン又は 63,000 円/10,000 菌床）			
	(2) その他菌床きのこ（ブロック栽培）	1（1）に準ずる。		定額 （16,000 円/トン又は 108,000 円/10,000 菌床）			
		1（1）に準ずる。		定額 （9,000 円/トン又は 61,000 円/10,000 菌床）			
	(3) 菌床なめこ（瓶栽培）	1（1）に準ずる。		定額 （11,000 円/トン又は 21,000 円/10,000 菌床）			
		1（1）に準ずる。		定額 （6,000 円/トン又は 11,000 円/10,000 菌床）			
	(4) その他菌床きのこ（瓶栽培）	1（1）に準ずる。		定額 （8,000 円/トン又は 26,000 円/10,000 菌床）			
		1（1）に準ずる。		定額 （3,000 円/トン又は 10,000 円/10,000 菌床）			

別記 1

別表 1 に定めるメニューの基準は、以下のとおりとする。

採択基準

- ・事業実施主体については、令和 7 年度において、きのこ生産の経営実績及び販売実績を有する生産者に限る。
- ・個人生産者が申請する場合には、原則として、地域協議会（JA 等）及びきのこ部会等を有する地域においては、各団体にて申請者を取りまとめて補助申請すること。ただし、各団体を有しない地域においては、個々の生産者からの申請も受け付けるものとする。

別表 2（別表 1 のメニューのうち、物価高騰に伴う生産資材費等の固定費かかり増し経費に対する補助の補助対象事業量等の考え方について）

補助対象事業量等の考え方		
事業実施期間		令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月末日までとする。
補助対象事業量		補助対象事業量は、対象品目の年間出荷量又は年間菌床栽培数量とし、原則として出荷伝票や菌床購入領収書等により算出するものとするが、事業計画時点での見込み事業量の算出の際には、年間生産菌床数を基準とし、品目別に下記の基準収量により算出するものとする。
補助対象事業 量（品目別算 出方法）	(1) 菌床まいたけ（ブロック栽培）	年間出荷量＝年間菌床数量× 1 菌床当たりの出荷量 【参考】まいたけ（2.5kg 菌床）： 1 菌床当たり出荷量 490g
	(2) その他菌床きのこ（ブロック栽培）	年間出荷量＝年間菌床数量× 1 菌床当たりの出荷量 【参考】しいたけ（2.5kg 菌床）： 1 菌床当たり出荷量 680g きくらげ（2.5kg 菌床）： 1 菌床当たり出荷量 950g
	(3) (4) 菌床なめこ、その他菌床きのこ（瓶栽培）	年間出荷量＝年間菌床数量× 1 菌床当たりの出荷量 【参考】なめこ（800cc）： 1 瓶当たり出荷量 198g えのきたけ（1,100cc）： 1 瓶当たり出荷量 336.6g

※ 2022 年度版きのこ年鑑（各品目の経営指標）より算出方法を引用。

※ 上記の品目別出荷量は参考値のため、実情に応じて適宜算出すること。

別記様式第 1 号

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所
氏名（又は団体名及び代表者名）
〕

令和 年度において宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業を下記により実施
したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、宮城県特用林産施設等物価高
騰対策事業補助金金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請しま
す。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 収支予算 別紙 2 のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 県税納税証明書（申請日から 3 か月以内に県税事務所が発行したもの）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙 4）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

別記様式第 2 号

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所
氏名（又は団体名及び代表者名） 〕

令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

（注）上記の関係書類は、別記様式第 1 号による別紙及び添付書類を準用し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所
氏名（又は団体名及び代表者名）
〕

令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定の通知のありました令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第 4 号

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所
氏名（又は団体名及び代表者名）
〕

令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により関係書類を添えて報告します。
（なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。）

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 2 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 3 収支精算 別紙 3 のとおり
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
 口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号
 口座名義人： （ヨミガナ： ）
- 5 添付書類 その他知事が必要と認める書類

別記様式第5号

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
会社・団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業について、下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容

- (1) 事業名 令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業
(2) 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：円)

区 分	総事業費	交付決定額	精 算 額	そ の 他
計				

- (3) 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- 2 実績報告書が年度内に提出できない理由
3 添付書類 完成写真等

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所
氏名（又は団体名及び代表者名）
〕

令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業について、補助金等交付規則第 15 条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

区分	補 助 金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計	円	円		円	円

3 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）

口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号
口座名義人： （ヨミガナ： ）

別記様式第 7 号

令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業
補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

〔 住 所
氏名（又は団体名及び代表者名） 〕

令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号で交付決定のありました令和 年度宮城県特用林産施設等物価高騰対策事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第 13 条の補助金の額
(令和 年 月 日付け宮城県（林振）指令第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税額及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税額及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区 分	事 業 費 (円)		負 担 区 分 (円)		備 考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事 業 費					
合 計					

(2) 事業費明細

[illegible]

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額 (円)	積算の基礎	備 考

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等（計算式等）を記載する。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	差引増減 (円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額 (円)	精算額 (円)	差引増減 (円)	備 考
計				

(3) 補助金精算

区分	補助金 交付決定額 (円)	精算事業費総額 (円)	補助率 (%)	精算補助金額 (円)	既受領補助金額 (円)	差引補助金 未受領額 (円)	備 考
計							

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

氏名（又は団体名及び代表者名）

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者